

意匠分類記号	意匠分類の名称
F2-800	事務用整理加工機器

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F2-80	一	事務用整理加工機器

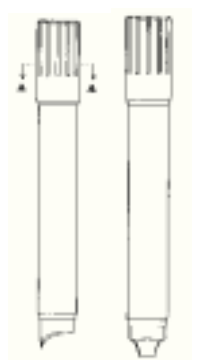
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
K1-1100	ナイフ
C6-3110	調理用ナイフ
F1-300	書画用品等

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
接着テープ剥離ナイフ のりへら	接着剤塗りへら	のりつけ具

定義
書類等の裁断、綴り合せ、その他各種の処理など、事務作業を行う為の機器で、F2-810~F2-8340
0に含まれないもの。

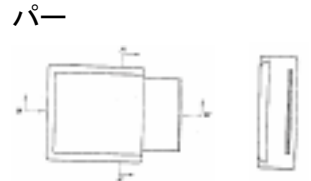
登録 01080654
シール剥離具



登録 00875432
紙折り具



登録 00939046
刃折付事務用スクレーパー



登録 00206328
糊へら



登録 00402094-001
セツチャクテープハクリナイフ



登録 00257520
糊塗付器



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

- 1、 事務用塗膜転写具及び事務用修正テープ転写具は文字加工用転写具(F2-1220)に分類する。修正テープを転写するものでなくても、テープ転写型であればF2-1220に含まれる。
- 2、 事務用機器(J4)には、電子計算機の周辺機器に近いものを分類する。その他のいわゆる事務用一般の機器類はF2代に分類する。
- 3、 タイプライター、貨幣処理機、会計機はJ4代に分類する。
- 4、 業務用の主として大型の印刷機、製本機等はK0代に分類する。

過去に分類した物品の名称
